

報道発表資料の配付日時 1月25日(木) 15時00分

発表項目 (行事名)	令和5年度北海道低所得世帯臨時特別給付金の申請等の再受付について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>令和5年度低所得世帯臨時特別給付金については、令和5年12月1日をもって申請等の受付を終了しましたが、手続きをされていない方が一定程度おられ、できるだけ多くの対象世帯の皆様に支援をお届けするため、この度、申請等を再度受け付けることとしましたので、お知らせします。</p> <p>1 給付金の概要 物価高騰による負担増を踏まえ、低所得世帯の方々の暮らしを支援するため、住民税均等割のみ課税世帯に、道独自に1世帯当たり1万2千円の給付金を支給するもの</p> <p>2 対象世帯 令和5年6月1日時点で、道内市町村の住民基本台帳に記録されている方であって、令和5年度の住民税が均等割のみ課税されている世帯のうち、当初の申請期限である令和5年12月1日までに申請手続きをされていない世帯</p> <p>3 手続き 原則、申請書に必要な書類を添付して、専用受付窓口（〒060-8749 北海道給付金事務局）に提出 ※申請書は、道の給付金事務局ホームページからダウンロードできるほか、お住まいの市町村窓口（札幌市は道庁6階・地域福祉課）に備えています。 ※ホームページ https://kyuhu-hokkaido.jp/</p> <p>4 受付期間 令和6年1月26日(金)から令和6年2月22日(木) [当日消印有効]</p> <p>5 問い合わせ先 北海道給付金事務局 専用ダイヤル：0120-175-043 ※受付時間：平日午前9時から午後6時まで</p>		
参考	添付資料 『令和5年度北海道低所得世帯臨時特別給付金』を申請されていない方へ新たな受付期間設定のご案内」		

報道(取材)に当たってのお願い	
他のクラブとの関係	同時配付(場所) 同時レク

担当 (連絡先)	保健福祉部福祉局地域福祉課課 (担当者：坂田) TEL ダイヤルイン 011-204-5267 内線25-604
-------------	---

「令和5年度 北海道低所得世帯臨時特別給付金」 を申請されていない方へ

新たな受付期間設定のご案内

- ✓ 物価高騰による影響が長引く中、低所得世帯の方々の暮らしを支援する目的で道が実施する「北海道低所得世帯臨時特別給付金」について、手続をされていない方が一定程度おられ、できるだけ多くの対象世帯の皆様に支援をお届けするため、今般、新たな受付期間を設けることとしました。
- ✓ この給付金を受けるためには、次のとおり手続が必要になります。

1 給付対象となる世帯

令和5年6月1日時点で、道内市町村の住民基本台帳に記録されている方であって、当初の申請期限である令和5年12月1日までに申請手続をされていない対象世帯※

※ 次の(1)又は(2)に該当する世帯が、この給付金の対象世帯となります。

- (1)「均等割のみ課税」の世帯（世帯全員）
- (2)「均等割のみ課税」の方と「非課税」の方で構成される世帯

2 給付金の支給額

該当世帯の世帯主に1万2千円を給付します（1回限り）。

3 申請期限

令和6年 **2月22日（木）** 消印有効

4 申請方法

！ 対象となる方は、原則、申請書に必要な書類を添付して、専用受付窓口（北海道給付金事務局）に提出していただきます。

！ 申請書は北海道給付金事務局のホームページでダウンロードできるほか、お住まいの市町村窓口（札幌市は道庁6階・地域福祉課）に備え付けていますので、該当される方は、期日までにお忘れなく手続をお願いします。

お問い合わせ・提出先

[平日9時～18時] 北海道給付金事務局コールセンター

☎ 問い合わせ先：0120-175-043

🌐 ホームページ：<https://kyuhu-hokkaido.jp>

📄 申請書提出先：〒060-8749 北海道給付金事務局

〔※ 住所の記載がなくても届きます。〕

